

## 災害時における物資の調達に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、東御市地域防災計画に基づき、災害発生時における物資の調達に関して、東御市（以下「甲」という。）が、株式会社ツルヤ（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたっての必要な事項を定めるものとする。

### (要請)

第2条 甲は、物資を調達する必要があると認めるとき、乙に対し、物資の供給を要請する。

### (調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

### (要請の方法)

第4条 第2条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、第2条の要請を受けたとき、速やかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### (引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定する。

### (費用負担)

第7条 甲が要請した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む）は、甲が負担する。

### (代金の請求)

第8条 乙は、甲による物資の引渡し完了の確認後、災害発生前の本市通常価格を基準に適正な価格により、甲に請求するものとする。

### (協定期間)

第9条 この協定は、平成17年1月28日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

### (疑義の決定)

第10条 この協定の各項目の解釈について疑義を生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年1月28日

甲 東御市県 281 番地 2

東御市長

土屋哲男  
長野県東御市長之印

乙 小諸市大字和田 483 番地 8

株式会社 ツルヤ

代表取締役

掛川 興太郎  
株式会社ツルヤ